

# 平成22年第1回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成22年1月29日（金曜日）

## 議事日程（第1号）

平成22年1月29日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第1号から議案第5号
- 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）  
議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号  
（産業建設常任委員会付託案件）  
議案第3号
- 第 5 発議案第1号
- 第 6 空港対策特別委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	佐藤孝君
19番	金光英晴君	20番	猪股文彦君
21番	川上龍一君	22番	本間千佳子君
23番	金子克己君	24番	根岸勇雄君
25番	近藤和義君	26番	祝優雄君
27番	加賀博昭君	28番	竹内道廣君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
会計管理者	本間佳子君	総務部長	齋藤英夫君
企画財政部長	齋藤元彦君	市民環境部長	金子優君
福祉保健部長	佐々木正雄君	産業観光部長	金子晴夫君
建設部長	田畑孝雄君	総務部長 (総務課長)	中川義彦君
企画財政部長 (財政課長)	本間進治君	市民環境部長 (共生・環境課長)	木下良則君
福祉保健部長 (社会福祉課長)	新井一仁君	産業観光部長 (観光課長)	計良範龍君
建設部長 (建設課長)	渡邊正人君	教育長	渡邊剛忠君
教育次長	山本充彦君	両津病院 管理部長	菊地賢一君
消防長	加藤貴一君	総務部長 (行政改革課長)	佐藤金満君
企画財政部 契約検査長	石塚道夫君	企画財政部 交際課長	伊藤俊之君
産業観光部 農林水産課長	服部幸一君		

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事調査係	中川雅史君	議事係	谷川直樹君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第1回佐渡市議会臨時会を開会をいたします。  
これより本日の会議に入ります。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（竹内道廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、9番、小杉邦男君及び10番、大桃一浩君を指名をいたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（竹内道廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。  
金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

- 議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。今臨時会の会期日程についてご報告いたします。  
去る1月27日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。  
会期につきましては、本日1日間といたします。  
日程は、お手元に配付の臨時市議会会期日程をごらんください。  
この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案の委員会付託を行い、休憩に入ります。休憩中に委員会審査を行い、審査終了次第、委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付けの後、議会運営委員会を経て本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。  
以上であります。

- 議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたしました。

---

日程第3 議案第1号から議案第5号まで

- 議長（竹内道廣君） 日程第3、議案第1号から議案第5号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、早速議案第1号からご説明申し上げます。佐渡市行政組織条例の制定について。本案は、平成22年度において部制から課制へ移行し、政策の立案調整機能の強化と佐渡市の将来ビジョン推進体制の整備とあわせて、施策を基本とした課の統廃合や類似業務の集約化等により地方分権に対応できる機動的、効率的な組織体制を整備するため、佐渡市行政組織条例の全部を改正するものがあります。

続きまして、議案第2号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡空港拡張整備事業に必要な用地取得補償を行う特別会計を設置するため、佐渡市特別会計条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事請負契約の締結について。本案は、北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事請負契約について、平成22年1月22日に入札執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ15億9,204万1,000円を追加し、予算総額を490億411万2,000円とするものであります。補正内容は、歳出では円滑な空港用地取得補償を実現するための空港用地取得補償特別会計への繰出金として15億9,204万1,000円を予算計上するものであり、歳入ではその財源として財政調整基金繰入金を予算計上するものであります。

議案第5号 平成21年度佐渡市空港用地取得補償特別会計予算について。本予算案は、長年の佐渡市の悲願でありました佐渡空港拡張が県との共同作業により佐渡空港拡張整備事業に取りかかるわけですが、これに必要な用地取得補償に係る経費について予算計上を行うもので、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,204万1,000円とするものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第1号 佐渡市行政組織条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第1号についての質疑を終結いたします。

議案第2号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 佐渡市空港用地取得補償特別会計が新たに設定されるということでの議案ですが、地権者問題が具体的に解決をし、用地交渉等買収についての交渉に取りかかる段取りができたということでのこの時期でのこの特別会計の設定なのかどうかということをお聞きします。加えて、地権者について段取りができたということであるならば、その状況についての説明も願いたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） お答えいたします。

現在ずっと申し上げていた同意の取得については作業が続いているわけですが、平成3年に地権者の皆さん方にお示しして以来、非常に長い時間がたっております。その時々には国の方針も変わってまいりまして、現在県の提案の金額と、あるいは国の同意取得の方向性が変わったために、一回全部ほとんどの同意を取り直す作業に年末からかかっております。その結果は約82%強というところでございます。同時に、県からは県議会との間で佐渡のこの空港問題の同意書について速やかに取得するという要望が出されておりました、これは後ほどまた質問にお答えしたいと思うのですが、その過程の中で今回取り直すことになったわけですが、それによって大車輪をかけて取り直す作業が現在進んでおります。その過程で県に対しても我々は一定の気構えあるいは覚悟のほどを示すという意味もあって、今回この条例の制定についてをお願いをしているわけでございます。

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 速やかにということについてはそうだと、その速やかにというのは日限が決まっていることですか。つまりこの1月の29日に臨時会を設けてこの議案を審査しなければならないという理由あるいは意図がよく酌み取れないわけですが、地権者の同意の状態がこの特別会計を設定しなければならないという段階に達したという判断をなさっているのであれば、どの程度いつているのかということをお聞きしているのですけれども。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） この最後の同意の取得の最終段階に来ているということもありまして、こういふつまり買収も必要であるという可能性が出てくると、それに対する対応ということでございます。当然県に対してはおおむねそれぞれの今まで賛成されている方、それからその後ふえているわけですが、同意の取得の必要な数、つまり財産分与を受けた人、あるいは相続を受けた方でふえている。あるいは、島外へ出られている方、あるいはそれぞれにその過程の中で共有名義のものというふうにふえているものですから、それぞれの過程の中で取得が必要になる可能性というのも出てきたということで、ある意味ではもう一つは新潟県に対してもお願いして、県営空港ですから、お願いしなければいかぬわけですが、一定の気構えといいますか、覚悟をお見せして、ぜひ事業化に向けて進めていただきたいというお願いの意味も込めての予算提案でございます。

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君、どうぞ。

○15番（田中文夫君） 私の質問に正確にお答えいただけないような気がするのですけれども、速やかにというのは時限が決まっているのかと、時間が限られている、その中で今この時期に特別会計を設定せねばならぬということ。この特別会計は、タイトルどおりに理解すれば空港用地の取得補償ですよ。この特別会計ですよ。本来本市が空港用地を取得しなければならない義務はないわけですが、当然県営事業ですから、県が土地を取得するというのが当然のことですが、では県が土地を取得するに当たって何らかの不利益が、あるいは利害が生じたことによって本市が何らかの補償をせねばならぬというふうな事態が起きているのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 一部で報道もされておりますが、年末に県は一緒になって土地の同意書をいただかなければいかぬわけですが、地権者の皆さん方に現在は非常に価格は下がっていると、公共の取得価格を提示しました。その金額は地目によって違いますけれども、我々が継続して取得を、あるいはその同意をお願いする前提条件の金額に比べて3分の1強というふうな極めて低い金額でございました。当然当時それは平成5年当時の価格で今までもずっとお願いしてきたわけですが、当時も公共取得価格と今と余り変わりません。しかしながら、空港取得ということで限定的に、かつまた特殊性を考えながらこの価格を県から提示され、我々も一緒になって同意取得をやってきたわけですが、年末これが大きく減額されるといことになると、今までにとった同意取得が全く約束と違うという形になります。それで、1月9日に説明がありましたのですが、その前にその差額については平成5年に県が示したような基準、これをもってある意味では補償するという意味で皆さん方にお知らせし、同意書は継続していただいているという状態でございます。そういう事態が起きましたので、これについては万が一買収するという可能性もあるという判断のもとにこの決定、お願いをするわけであります。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 議案の第5号で質疑をしようかと思っただけですけれども、関連で今ちょうど田中議員が質問されたことの延長で、では今の市長の最後の答弁を聞きましたら、この予算は同意がとれた段階で執行される可能性があるというようなことを言われたわけですが、いつ執行ということは年度内に、あるいは来年度内に執行される予定でしょうか。いつ執行しようとされて予算を立てられたのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 原則としては、地権者の方々にお示ししたとおり、これが県が事業申請をされて、それで認可があった時点ということになるわけなのですが、しかしながら同意書の取得が急でありますために、例えば島外に行っておられる方、あるいはどうしてもどういう条件がこれから出てくるかわかりませんが、その中でどうしてもそういう措置が必要な客観的な事由のある場合、それからそれをみんなで検討し、かつまた議会でもお認めいただくような範囲内でこれについては出さざるを得ないと判断したときにぜひ執行したいということでございますので、取得の期限がいつまでということはそれぞれに一応目標立ててありますが、そういう意味で今回ご提案申し上げたところであります。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） もう一つよく理解できないのですけれども、先日の全協で配られた平成5年の新潟県の佐渡空港拡張整備用地補償のあらまし、これを見ますと、この用地補償の手続というのは図で示されているのですけれども、今私が推測するには、この2の同意の段階だと思っております。同意書の2番の段階です。それから、3番の測量、くい打設とか土地等の調査、それから補償金の話し合い、契約、土地の登記、建物などの移転、土地の引き渡しと7までいって、補償金の支払いというのはこの8番にいかないと支払えないというふうに理解するのですけれども、これを今回わざわざ1月29日のきょう特別会計を設けて支払うということは、基本的には自治体の会計というのは単年度会計ということで、その年度内に使

うという目的といいますか、実態があって立てるものと思うのですけれども、その辺からの説明をちょっとしていただきたいのですけれども。よく理解できないので。多分このままいくと全額が不用額あるいは繰越明許費等々になると思うのですけれども、どういうふうな処理をされるのかも含めましてお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） どうして今の時期かということでございます。もちろん同意書の取得ですから、どういうことが起きるかわからないということもありますし、あるいはこんなこと言ってはあれなのですが、相続が間際に来ているとか、同意書がどんどん分散、それから数を増していくというふうな可能性、いろんな可能性がありまして、実際現場に出てみるといろんな問題が起きております。そういうものに対して素早く対応するという意味なので、こんなにたくさん必要であるかどうかということはもちろん別の問題でございまして、今回はその可能性の問題だけで皆さん方をお願いしているところでございます。

それから、その後の処理の問題についてはちょっと担当のほうに説明させます。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

今ほどの予算のことでございますが、予算の原則は村川議員のおっしゃったとおりでございまして、ただ予算の未執行が出た場合には繰越金といたしまして次年度の特別会計の財源となりまして、補正等で改めて予算の手続を行うという、そういう手法でございます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 監査委員きょう来られていないですね。こういう決算をしたときにちょっと監査がどういう指摘、指導されるのかお聞きしたかったのですけれども、それはともかくとして、では使用実態が多分ゼロ円の特別会計をこれだけの大金、金額のものを会計をつくるということが繰り返される可能性があるのですけれども、私は今としては新潟県議会が2月22日から始まります。その中で佐渡空港拡張に関しての姿勢が示されるということを知っていますので、それが明確になってから特別会計を設けるべきと考えますけれども、この辺はいかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） ここはまた見解の相違がございしますが、我々とするとはやはり県に対してそれだけの覚悟のほどを見せるという意味合いもあると、それから可能性もあるということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第2号についての質疑を終結いたします。

議案第3号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第3号についての質疑を終結いたします。

議案第4号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 議案第4号の増額補正ということで繰入金で歳入で計上されております。この繰入金  
金の原資になるものが、この内容で見ますと国庫支出金でもなければ地方債でもない、その他の財源でも  
ない、一般財源から繰り入れられるということのようです、中身見ますと。そうすると、この一般財源と  
いうのは、基本的な理解でいいますと地方税とか地方交付税とか地方譲与税とかというものが大きなもの  
なのですが、財政調整基金から繰り入れられているように見受けませんが、現在財調が幾らあって、そのう  
ちの16億というのはどれぐらいのパーセンテージを占めるものなのか、それによって四半期のうちの最終  
時期に入ってきているわけですが、このような不測の事態の中で財政がきゅうきゅうとしている状況の中  
で、この財政調整基金からの繰り入れというのが本市の財政運営に影響を与えないのかどうかというこ  
とをお聞きします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

財政調整基金の残高のことをございますが、補正第6号、前回までの補正の段階で21年度の決算見込み  
は31億3,100万でございました。今回の繰入金といたしまして15億9,200万ばかり繰り入れているわけ  
でございますが、その残額は15億3,900万ばかりになります。それで、占める割合は約50%ぐらいでございま  
す。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 今回の特別会計を設定するに当たって、財政調整基金を約半分を使ってこの会計を  
設定するという理解でよろしいわけですね。それは少なくとも本市の財政運営に支障を来さないという判  
断ですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

本間財政課長。

○財政課長（本間進治君） お答えいたします。

現状、財政調整基金15億ばかり取り崩しても財政上は影響ないという判断のもとに予算計上させていた  
だきました。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第4号についての質疑を終結いたします。

議案第5号 平成21年度佐渡市空港用地取得補償特別会計予算についての質疑を許します。

白杵克身君。

- 4番（白杵克身君） 4点ほどお聞きしたいのですが、空港用地問題がようやくその展望が開けたということで今回こういう補正予算が組まれたわけですが、予算の編成方針としては非常に特異な予算で、それだけに乾坤一てきと申しますか、そのような予算の組み方であろうかと理解するわけですが、この予算が通った場合に、予算執行に当たっての市長の基本的な方針あるいは決意、姿勢というふうなものをお聞かせいただきたい1点。

次に、2点目ですが、この空港ができた場合、供用開始までの期間、それから工程等について具体的にお伺いしたい。

それから、3点目ですが、現在の空港計画の中で需要予測と経済効果というものが試算されておりますが、これを改めてお聞きしたいのと、経済社会情勢が非常に変動しておりますので、この見直しも当然必要ではないかというふうに思うわけですが、この辺のことについてもお伺いしたい。

それから、4点目ですが、用地の地目別の面積、総体の面積の田が幾らとか、そういう地目別の用地の内訳を教えてください。

以上です。

- 議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

- 市長（高野宏一郎君） 今の質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、執行するに当たってどういうふうな執行の仕方するか、先ほどの質問にもございましたように、長年の悲願であったこの空港については今回が最大のチャンスととらえています。もしかしたらこれを逃して失敗すると我々に永久に、もしかしたらですが、空港の話は出てこない可能性も出てきます。それで、我々はこれを、我々は今船しかないわけですが、この問題について十分考えていかなければいかぬ、例えばいつも言うのですが、企業誘致に回りますと空港のないところに企業が何で行かなければいかぬのか、行く理由がないではないかということをもまず言われます。我々は、子孫、末代のためにぜひ我々がここで生活できるように、毎年1,000人ずつ減るような状態を何とか直したい、あるいはお年寄りの安全、安心のために医師がいなくなる可能性がある、あるいはいないということ、ある病院の院長先生は、自分も遠くから来ているけれども、3カ月家へ帰っていない、これについてはぜひ自分も地権者回りをさせてほしいまでおっしゃっていただいております。そういう意味で今回こういう形をお願いするわけですが、また実はハイチの問題、20万人亡くなる、行方不明者も含めてあれですが、これなんか非常に貧弱な空港1つしか使えなくなると、港はあるのですが、港は地震で崩壊する、道路も通れなくなるというふうな問題、災害の対応は安心、安全な島づくりについても非常にこれは我々もここに来てせば詰まって実感しているところでございます。しかしながら、我々は法令違反については非常に厳しく自戒していかなければいかぬわけですが、この支出については先ほど申したように極めて特殊なケース、あるいは通常は地権者にお示したように5年後以降になる、もし県がこれできっちり申請をしていただけて、その採択が行われる、つまり認可が行われた後、結果として代分はお支払いする、しかしその途中に万が一同意がとりづらくなるということがあれば議会にもお示しし、ご判断いただきながら出金させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2番目はできたときの需要予測でございます。これも既にできておりますが、問題は工程でございます。これは担当課長のほうからこれから説明させていただきたい。できたときと工程と需要予測ですね。

それから、4番目が用地の地目別の状態です。あとは私が……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） よろしいですか。そういうことで、あと課長のほうに説明させます。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

伊藤交通政策課長。

○交通政策課長（伊藤俊之君） お答えします。

白杵議員の質問の中で需要予測という、それから経済効果というところでございます。昨年、県の検討委員会で佐渡羽田の就航に向けてのいろいろなシミュレーションを行ってまいりました。その中で需要予測及び経済効果という点でございますが、一日2便、2往復飛ばした場合には15万9,000人の需要があると、それから一日3往復、3便飛ばした場合は17万1,000人の需要、一日4往復飛ばした場合は18万1,000人の需要があるというふうに出されております。今県のほうでは一日3便、17万1,000人の需要を予測しながら、国のスロット、配分をいただきたいということでございます。その際の経済効果でございます。一日2往復飛ばしたときには約2億7,000万円、一日3往復飛ばした場合は約4億2,000万円、一日4往復で約5億7,000万円というところでございます。

それから、もう一つ、2,000メートル化の拡張に向けてのスケジュールでございますが、現在同意取得を行っております。同意取得が完了いたしますと、まず初年度に計画の検討段階から市民、周辺住民、あらゆる方々から参画をいただいて、まず空港の妥当性、必要性について合意形成を行うという作業がございます。それが1年で行われます。その後、2年度から約3年間かけて環境アセスメント、それから需要調査、基本設計が行われます。そして、5年度目には事業採択、実施設計、基本設計という段取りで、実際の用地の丈量測量及び用地の買収に関しては約6年後、6年度目というふうに考えております。そして、供用開始という点でございますが、その後7年度から13年度にかけて工事用の道路、用地の造成、場外排水路、滑走路、無線照明、電源の工事、ターミナル、駐車場の整備等含めて初年度から約13年をかけて行われるということでございます。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○交通政策課長（伊藤俊之君） 失礼しました。地目についてでございます。現在、空港用地の面積でございますが、墓地、宅地で5,736.24平米、それから田んぼでございますが、16万1,198平米、それから畑4万6,723平米、山林等で23万535.92平米、合計で44万4,193.16平米でございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 今回特別会計で約16億の予算計上されているわけですが、その内容は空港用地取得補償事業ということで、具体的には公有財産の購入、つまり土地の購入だと、そのための費用として16億本市が特別会計を設定するという提案だと理解しますが、県営の事業であるにもかかわらず本市が土地を

取得するために16億を計上しなければならない理由がいまいち理解できません。12月の県会の一般質問の中で県知事は、基本的に県営事業については市町村の一部負担を含まない、100%事業で県営の事業は行うのだというふうに説明をしています。その確認は、各ご家庭に県会のお知らせが届いていますので、ほとんどの方が目を通していますから、間違いないことだと思いますが、とすると本市が本市のお金を使って土地を購入するということの意味がよくわかりません。何らかの意図があるのかどうか。加えて、私が愚考しますところ、本市が土地を買ってそれを県に売却するというふうな仕掛けかなというふうにも思うわけですが、ここに補償というか、そういった考え方が入ってこの事業がどうも含まれているようなので、その中身も説明いただきたいのですが、当時県が提示したものが10アール当たり500万。ところが、今回提示されたのは10アール当たり200万だと。その差額部分について本市が補償するという内容を含んで、県が本来100%事業で展開する200万をも含んだお金を土地購入費として本市が全額計上しているということです。すると、すべて本市の土地になってから県にそれを、普通の計算でいえば10アール当たり200万円で県に売りますよということの仕組みのようですが、この間、県と本市の関係で見ますと、県に無償貸与したような土地、建物、施設等が返されてくるときには購入しなさいというふうな形で押しつけられて戻ってくるという例があります。となると、限りなくこれは500万を200万で売却するという60%のプライスダウンだけではなくて、限りなくゼロ、無償譲渡ということまで展開していくような土地の購入をしかねないのではないのでしょうか。それについての見解をお聞きします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然議員がおっしゃるような可能性も憂慮されるということは理解できますが、我々は今まで例えば県の事業を市が、あるいは国の事業をやるときに当たって県の負担を求められるというふうな過程の中で、徐々に議員が言われるように地元負担といいますが、下位に当たる行政が負担するという形はなくなっていく、県もそういうことを言い始めているということも含めて、これは将来そこへいく過程の中で県と十分話し合いを進めていくということにするつもりでございます。

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 県は、12月議会で県知事が県の公共事業に係る事業は100%県がやりますと、市町村に一部負担金など求めませんと言っていきますから、県が今回提示したお金というのは県営事業として10アール当たり200万円でやる事業なのであって、それを不当だと言うならば本市は地権者の側に立ってそれでは安過ぎると、もっと高い買い取り額を示せという形で交渉していくのが私はオーソドックスな本市の持っている役割だと思うのですが、それを投網をかけるようにして県が持たないなら本市がそれを補償してあげるよというふうなことでさらに踏み込んで、それでも信用できないのだったら先行してそれを買いますよ、本市がすべてそのお金を差額補償までして買いますよというところに踏み出すということについて、私はすごく正攻法ではない、市としてやるべき道筋を1歩、2歩、3歩と踏み過った対応の仕方ではないかというふうに愚考するのですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） そういう見方も当然あるというふうに思います。そういう意味で我々が現在与え

られた使命はあくまでも同意書の取得でございます。それをしなければ県営空港への第一歩がないというふうに我々は理解しておりますし、そちらのほうに向かうための大事なステップだというふうに考えています。つまり負担の分はですね。この後その負担の額について、まだ何も交渉しておりませんが、これについては県といろいろ話し合いを続けていくつもりです。

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 10アール当たり500万で買いますよというふうに地権者にお約束をし、県にはあなた方が提示している200万では余りではないかと、だから少し色をつけろよと言って交渉していくというふうに今お話しなされたのですか。少なくとも県は本市の地権者たちには100%県が責任を持って用地買収しますよという姿勢の中で10アール当たり200万円という形の提示をしたのであって、本市がそれにどのような形で介入するかということについては、私は今後本市が500万円で買ってしまえば交渉の余地はない、もっとプライスダウンされ、今でも60%オフなので、それを買ってしまえばそれは限りなく100%オフに近いような形で県との交渉に入ってしまうよということを言っているのですが、何らかの交渉すると10アール当たり500万円買ったのだから、せめて200万ではなくて300万にしてくれよ、400万にしてくれよという形で県と交渉できるというふうにお考えですか。本市が買ってしまったものを。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 当然そういう疑問が出てくるのは当然でございます。ですから、今回お出ししたのは一定の歯どめがかかっております。県営空港として県が申請をし、それが採択された後でなければ原則支払うことはない。ただ、何が起きるかわかりませんが、万が一の、全部この金額になるかどうかわかりませんが、万が一これがその同意書が、我々の与えられた使命の同意書がとれなくなるようなケースの場合は議会とご相談して買収に入るというつもりでございます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 今の田中君の議論の中で私ちょっと気がかりになったのですが、佐渡市がこういう形で負担をするということはどの程度まで県とのすり合わせができておるのですか。県はいいよという形をスタンスをとっておるのか、その辺をひとつ聞かせていただきたいのと、今利用予測のところでは羽田の話ばかりしておるけれども、飛行機は羽田へ行くことだけではないでしょう。利用予測は羽田だけで出すものなのですか。ほかのことを十分どういう形で利用できるのかということ積み上げて利用予測というのは出すのではないのですか。羽田だけが目的ではないのだと私は思うのですが、その辺の利用予測がそこに偏っているというのはこれは一体どういうことなのか、そこの2点お聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

---

午前10時49分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） これは実は県に対して価格を提示していただければ速やかに同意をとるという返事を皆さんご存じのようにしてあります。そうしましたら、たしか12月の15日か16日だと思ったのですが、県からああいう金額が来ました。それで、年末までにその新たな金額を地権者に説明するというふうなお話がありました。我々はこれについて、このままだと県が今まで示した金額の3分の1強にしかならないと、そうすると今までの同意は崩壊するという意味で、これは何とか考えてほしいということなのですが、年末までに一応発表しなければいかぬということで、発表するその作業の中で我々はやむを得ずその差額、今まで交渉して、きのうまでの話ときょうの話が急に3分の1になったのではとても地権者に説明し切れない、同時に速やかにとると言っておいたわけでありますから、我々もこれについての取得の責任もあるということで、これについては県に対してそういう行動するということは、打ち合わせというか、同意はとっておりませんが、県は当然1月9日の同意の取得説明会、新たな価格が初めて皆さんの前に、地権者にはもう年末に県はやりましたけれども、それについて1月9日の説明会には当然県も知っています。知っていますが、同意しているかしないかということではなくて、あれは県と一緒に説明会でしたが、県は県で説明する。我々は我々で説明するということになっております。

路線の問題については、ちょっと担当課長のほうから説明させます。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

伊藤交通政策課長。

○交通政策課長（伊藤俊之君） お答えします。

需要予測についてでございます。先ほど臼杵議員に説明した需要予測については、全国から羽田へ来たお客さんが羽田を介して佐渡へ飛んでくるというような内容で検討されております。一方、新潟空港を拠点にほかの路線への展開ということもその中で議論はされたわけですが、飛んでいく空港が実際どこへ飛んでいくのかという、そういうものがまだ確定されていない段階でございまして、今の需要予測はそういう状況でございます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） そうすると、今の市長の話を聞いてもこの時期にこういう形で提案をされるというのは私ちょっとわからないのです。もう少し県とのすり合わせが必要なのではないでしょうか。もしこのことを県が盾に事業申請でも渋ったらどうなりますか。これは今まで知事は国交省との関係で相当このことでやり合っていますよね。国の事業には県は負担出さないなどとやっているわけですよ。それと今度正反対のことが起きませんか。私はこれはもう少し詰めの作業が要ったのではないかと思うのですが、そうしないと何か山に上がれそうな逆に気がしてならないのですが、その辺をもう一つ聞かせていただきたい。

それと、利用予測のところではほかのことは何にもしていない、だけれどもこれは予測でというのは、こんなもの全く問題にならないですよ。羽田だけしか行けない飛行機なら話は別ですが、もっともっと活用方法はあるし、もっともっと利用度はあるわけでしょう。そのことを目指した飛行場であるべきですよ。それが利用予測はここだけですよというふうなことでは、これは我々が今後審議に入れたいですよ、これでは。やはりもう少ししっかりとしたものを出していただかないと、これ私ども審査するのもにも困りますよ。だから、もう少しあなた方詰めて私は提案すべきだと思いますが、まず今の話を聞かせてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 最初に、県との話し合いが必要ではないかと、つまり事業申請するときに県知事がそれを申請してくれるかどうかということは、これは誠意を見せてお願いする以外に、知事の職権でございますので、お願いするしかない。今回こういう提案したのもそういうふうな佐渡の事情というか、願いをぜひ見ていただきたいというお願いの一つの形であるというふうに思っております。

それから、それ以外の利用について、これは担当課長のほうから説明させますが、質問された内容と中身が違つかもしれませんが、これからこの飛行場の有用性、2,000メートルの有用性というのについては、国内のほかの路線は当然ですが、急激にふえている中国、台湾のチャーター便の需要というのは非常に多うございます。この間も放映されておりましたが、能登空港2,000メートルがああいうところはどのようにやっていけるかという、能登へ来る国外客の受け入れの空港としてもうオーバーフローしているというふうな状態で、富山空港や、あるいは新潟空港まではみ出しているというふうな経緯もございます。これから中国大陸からの大幅に観光客がふえます。これについての受け入れとしては非常に有利ではないかというふうに考えておりますし、また新幹線の枝線化によって新潟へ入る新幹線の便が大幅に間引きされる可能性もあります。そういう意味で、例えば今の羽田便ですが、羽田便の優位性も極めて大きくなる可能性があるというように踏んでいるところでございます。

それから、そのほかの質問の数値についてはちょっと担当課長のほうに説明させます。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

伊藤交通政策課長。

○交通政策課長（伊藤俊之君） お答えします。

先ほどの需要予測の数値についてでございますが、これは昨年県の検討委員会で佐渡羽田で使用する飛行機はATRの42の500型50席、これを想定して、羽田佐渡に関しては満席の50席、佐渡から羽田に関しては23.5席というような座席、いわゆる搭乗制限があるということでございます。また、運賃に関しては片道1万6,600円というような実勢運賃を設定しております、そういう中で搭乗率約60%というような状況の中からこういうものができてきたということですが、これについては新聞等でも出ておるとおり赤字が想定されるということで、それに赤字を解消するためには2,000メートルの早期着工、事業化が必要だという結論に至っておるわけでございます。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 今の説明では説明になっていませんよね。というのは、今の予測は今の空港でどうやるかという予測を出したわけでしょう。新しい2,000メートルの空港での予測ではないわけですよ。それから、今の現空港を使うという予測にも私は今の説明にはちょっと納得しがたいところがあります。ちょっと勘違いをしておるところが私はあるように思います。

それから、今私はこのことがあって、アメリカのコミューターの状況とか、ヨーロッパの状況とか、相当資料集めもして調べてみました。今アメリカもヨーロッパもコミューターという地方対地方空港の時代にもう入ってしまっているのです。日本も恐らくそういう形になっていくでしょう。今市長が言われたような国際化を目指す地方空港が多かったという日本の特殊性があるのです。これが日本の空港が失敗をした最大の原因だと言われている。ですから、その辺をもう少しきちっとして出していただかないと、その

辺をもう少し詰めて議論をしたものを私どもに出してくれませんか、この議論にはなっていないと思うのです。だから、全く我々に資料がなくて、手ぶらで議論しなさいと言ったって、これなかなか議論できません。新しい空港つくると言っているのに今の現空港を使ったらどうだというシミュレーション出してきただって、これ全く議論になりませんよ。資料がなければいいですけども、これ正確に答えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 確かに今極めて激動する社会、1年半前のリーマンショック以来大幅に落ちて、世界が一挙に冷え込みましたけれども、ここへ来て中国をベースに非常に力強い回復が見られると。日本はなかなかあれなのですが、やはりそういう変化の時代でございますので、なかなか将来を見きわめるということはできません。ただ、インフラストラクチャーというのは非常に大事だろうと。飛行場自体がきょう言って来年できるわけでございませぬから、もちろん需要予測は非常に重要でございまして、今回しばらく同意の取得は停滞しておりましたので、例えばほかの空港について、あるいは現在の空港は延ばせるかどうか、新しい局面で延ばせるかどうかもちろん検討していかなければいかぬのですが、ぜひこの一応基幹となる2,000メートル、これはやっぱり検討し続けなければいかぬ、あるいは努力をし続けねばいかぬというふうに考えているところです。

あとのそのほかの数値はちょっと課長のほうから説明させます。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

伊藤交通政策課長。

○交通政策課長（伊藤俊之君） お答えいたします。

需要予測については、検討委員会の段階でやはり今の佐渡空港の890メートルの現状での分析ということで、ATRの機材を使ってということでございますが、これについては、祝議員が言われるのは、ほかの例えば大阪から佐渡とか、あるいはそういったほかの路線の展開した場合にどういった増収効果が得られるのか、あるいは2,000メートル化した場合にさらにその増収効果どういったものが得られるのかということを知りたいというふうな理解ですが、今の検討の段階では、今の現空港でこういった機材を使って就航するには非常に赤字が継続していくと、それを解消するためには佐渡空港の2,000メートル化が必要で、搭乗可能数の制限がなくなり、機材の力を最大限発揮できると、搭乗率を60%にした場合でも約0.1億円の増収効果、それから80%にすれば収支は3.3億円の増収になるというふうな結果が出ております。よろしく申し上げます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 細かいことは3月議会と思ったのですがけれども、何かわけがわからなくなりました、今のこの議論聞いていると、2つほど教えてほしいのですけれども、これ全員協議会で質問したときもはっきりした返答もらえなかったのですけれども、この佐渡羽田便という想定は、新潟を離発着して佐渡なり東京へ向かうのでしょうか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

伊藤交通政策課長。

○交通政策課長（伊藤俊之君） お答えいたします。

県による検討委員会等での計画している路線というものは、佐渡新潟、佐渡羽田及び新潟空港を起点とした路線の展開でございまして、佐渡新潟羽田という計画ではございません。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 私が聞くとところによりますと、今の890ですか、ボンバルトか何か使う場合は別ですけれども、160人とかのジェット機を使った場合、佐渡新潟は近過ぎて非常にジェット機の場合は無駄が多いと、多分技術的にも大変だという話を聞いています。ですから、てっきり佐渡羽田と思っていたのですけれども、佐渡羽田だと多分さっき想定したようなお客さんは私は期待できないと思うのですけれども、では佐渡羽田と想定した場合、佐渡羽田枠をとれる可能性はどのぐらいあると感じておるのでしょうか。政権が変わりましたけれども、7月二十何日ぐらいからの何か自民党系の内輪の会合では、もう羽田枠は90%、95%という話もあります。JAL、ANA、全日空、日航を中心として約半分以上で、あと既存の小さい航空会社、今ある会社で大体90%ぐらいまでで、枠というのはほとんど不可能に近いと、これからできる飛行場に対しては、そういう話も聞いていますし、その辺の可能性、それから市長は先ほど言いましたのは中国、台湾からのお客さん云々というのがあったのですけれども、さっきのジェット機の話でいけば、佐渡から中国、台湾という想定でないとな新潟経由というのは非常に難しいような感じもするのです。

○議長（竹内道廣君） もう少し絞ってください。もう少し絞って。全く別なところっていますよ。質疑ですから、提案に対する。

○17番（村川四郎君） 質疑で聞いているのですけれども。では、羽田枠をとれる可能性いつごろわかるわけですか。これを教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 羽田の乗り入れは60人以上という現在枠があります。だから、機材によってなのですが、これからの交渉になっていくわけです。ご存じのように2011年に今までより4割近く羽田の枠が広がります。その配分がやっぱり国際便にも配分を当然していくわけです。ところが、実は例えば七空整で終わった計画が現在、社会資本整備重点計画の中で離島をきっちり明示していただいている。あるいは、政権もかわりましたけれども、私も前原さんにもお願いし、今度は1日の日には辻本さん始めこの件でも陳情いたします。交通基本計画でですね。そのときには離島の現状、アクセスが1つだけでいいのかどうか、アクセスというのは船の航路だけでいいのか、それから災害の問題当然あるわけです。医師の確保もそうです。先ほど私が述べたような経緯の中で2,000メートルどうしても必要だということをまたお話しするつもりで、当時は社会資本整備重点計画の中に書いてあり、それは自民党政権では認められていたわけです。同じように認めてほしいというお願いをするつもりです。そういう意味で県は県で県の政治力といますか、力を使っていただいて、当然知事がその辺にとっては枠はとっていただけると私は思っています。現在でも羽田に対しては離島からは特に東京都を中心にたくさん乗り込んでいますし、離島と、我々が訴えていくのは、物流、人流、それから情報流、情流ですよね、このそれぞれが今の社会全部フラットになっていく、値段が同じになる可能性、どんどん、どんどんそういうふうになっています。国際線は

もちろん当時我々がアメリカ行くのに片道50万かかったのが、現在は六、七万で片道行ける。ということは、そういう遠隔地と近距離の間の格差が少なくなっているのです。情報についてはインターネット、例えば物流については宅配便なんてどこ送っても同じ値段。我々はその権利をやっぱり主張すべきだというふうに思います。ですから、これが結果として今回私が国交省の交通基本計画の中で申し述べたいのは、やっぱり離島といっても生き残る、同じように住む権利を有するではないか、それには人流、物流、情流がフラットな値段の体系の中になければいかぬということを申し述べるつもりです。その中の一環として採算に乗らないのはやめるとか、そういうのはおかしいではないかと、今の新政権のあり方にして当然そういうことをおっしゃっておられるわけですから、それを強く申し上げて、枠は必ずとるつもりです。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） この間の質疑の中で全体像がわかってきましたが、2点ほどお尋ねをしたいというふうに思います。

この間の質疑の中でもあったように、事業主体である県がどういうスタンスをとるのかというのがかなり大きな方向になるのか、高野市長の今回の答弁でいえば最大で最後のチャンスかもしれないという議論でありましたが、そこで今後のスケジュールの件で先ほど課長の丁寧な説明がありましたが、2003年前後をしてどのような公共事業もパブリックインボルメントということで、単純に住民合意というふうに訳すとちょっと誤解があるので、そうは言いませんが、ここの手続を1年かけて行うというふうに私は承ったのですが、そういう理解でいいのかが1点。

2点目は、この質疑の中でも議論がありましたが、佐渡市財政厳しくて大変だと、それで地域や地域経済が疲弊をしている中でこの15億9,000万円のような、このような予算を空港にはつぎ込むのだが、企業や産業振興にはしわ寄せが行くというのでは困るのだと思うのです。先ほど財政課長のお話ですと半分財政調整基金崩すのだが、大丈夫だというお話がありましたが、市長のほうとしてこういった分野についての政治姿勢を明確に示してほしいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今の中川議員の質問にお答えしたいと思うのですが、要するにパブリックインボルメント、市民の意見を聞くということは当然、特に最近では最終的に申請して許可を得るについても当然それが一番非常に大事な作業になっています。ですから、これはこれからの市民との議論が始まるわけです。

それから、今企業が困っているのに飛行場かという議論なのですが、やはり企業の方々がつくった産品が定時制と、同じ時間に送れない仕組み、つまり冬の間は1割近くは欠航するわけですよ。例えば何便に乗りたいた言っても、それが欠航すれば違約金を払わなければいかぬとか、そういうことをいつも言われて、我々はそれではどうするのかということの対応に追われています。当然企業誘致もそういう立地が成り立つにはアクセスが1つだけではだめではないかと、こう言われています。それは例えば本土であれば車もあり、新幹線もあり、飛行機もあると。それならいいけれども、佐渡は船しかないではないか、それがそれでは欠航率どうだと言われると1割近くある。冬の間、12月から1月、2月の間ですね。あるいは、観光にしても、これはちょっと面倒な話なのですが、冬の間ほとんど休んでいますよね。それ何かと

いうと、お客さんが来ても帰れないかもしれないではないか、そしたらエージェントは送らないわけです。もう一つは、旅館にしても冬の間は客はないのに償却といいますが、経費がかかるわけです。それをどうするのだという問題に我々答えられない。だから、市民の皆さんが安心して人口を減らさないで住んでいくというためにはどうしてももう一つ別に、飛行機でなくてもいいのですが、トンネルでもいいのですが、それをつくらなければいかぬ。それと同時にそのコストは、こういうのは国が見るべきだろうという主張をし、必ずそのフラット化が進みます。かつては電話を沖縄までかけたらとんでもない値段だった。IP電話は今世界じゅう同じ値段です。物流は宅配、アメリカへの宅配は少し高いですけども、日本じゅうの宅配は原則料金同じなのです。それなのに何で人間が動くときだけこんなにお金がかかるのかということと言い続けるわけですから、それについては飛行機も、これは10年先の話ですよ。正確にはわかりません。きょう同意全部とっても10年先の話ですから、これは子孫に対するプレゼントだというふうに考えているところで、資金的にはそれは、そういう意味で使う場合には大丈夫でございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今後事業化の見通しがついた場合、パブリックインボルメントでさっき市長は簡単に住民合意みたいな言い方しましたが、そこが重要で取り組んでいくというのはわかったのですが、2点目の企業に対する云々というのではなくて、佐渡市の財政使うわけですから、例えば観光客相手のところのいいのかもしれませんが、教育や暮らし、福祉の分野、やっぱりそういったところにはしわ寄せが行かないというふうに私は理解させないとというふうに理解をしているのですが、その点1点だけお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） おっしゃられることはよくわかります。そういう意味でまた議会の皆さんとの議論の中で十分議論し、かつまた国、県に対してもそういう予算をきっちりとりに行くという姿勢であります。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 需要予測の中で数字についてちょっと確認させていただきたいのですが、今の質疑の中で50人乗りで想定してという部分で話があったのですが、どうしてもそれで計算しますと先ほどの12万、15万、18万の数字にはならないと思うのです。その部分間違いございませんか。キャパよりも、100%乗った数字よりも運べる数字のほうが多く言われたように感じるのですが、本当に間違いございませんか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

伊藤交通政策課長。

○交通政策課長（伊藤俊之君） お答えいたします。

先ほどの需要予測及び経済効果について、これ去年の県の検討委員会、佐渡羽田をATRの50席で飛ばした場合ということですが、当然その搭乗制限がございまして、羽田から佐渡に来る場合は満席で来ますけれども、佐渡から羽田へ向かう場合は平均23.5席というような内容になっています。ただ、需要予測ということで考えれば、転換需要、これ転換需要というのは新幹線を使って航路で来る、航路もジェットフォイルを使って来るものを想定しておりますが、転換需要と、それから新たに新規にお客様が迎え入れら

れるものがあるということでありまして。例えば一日3往復、17万1,000人と先ほど申し上げました。その中の転換需要は12万6,000人、それから新規に4万5,000人という需要が見込まれるということでございます。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 今17万人という数字が出たのですが、よく考えてください。50人乗りで3便ということは、一日300人が動きます。100%乗って300人です。それが365日ですから、10万9,500人しか、満席でも10万9,500人しか乗れないです。そこを私お尋ねしているのです。

○議長（竹内道廣君） 伊藤交通政策課長。

○交通政策課長（伊藤俊之君） お答えします。

あくまでも需要の予測ということでありまして、実際に飛行機で運んだ数ということになりますと、先ほど申し上げましたように搭乗制限があるということでございます。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） まず、私の質問の前提として佐渡に2,000メートルの空港を欲しいかと、要るかという問いをしたところ、6万人を超える人が署名して陳情したということを知っておりますが、まずこれが事実かということが1つ。

次に、今度の特別会計というのは一体何なのだということについて明快にしておいてほしいと。実は市長も答弁しましたように12月の13から15日ごろに県が、田んぼでいうとわかりやすいから、田んぼは10アール当たり200万円で買いますと、それで住民同意をとると、そのことを地権者に示すと、こういうことを言ってきた。それで、あなたたちはそれから大体10日ぐらいかけてこれでは困るという話を県とやった。ところが、県は、いや、聞く耳は持たぬ、田んぼでいえば1反歩200万で地権者に説明をし、それで同意をとると、こう言ったから、それではだめだから、平成5年の500万との差額を市が出さなければ今までの同意もとれませんよということで、市長は県が発信するほぼ同時刻にその差額は佐渡市が補償しますということを現在の地権者にご案内を申し上げたと。

さて、私先般あるところの特別養護老人ホームにおりましたところ、たまたま市から電話がかかってきたのでしょ。飛行場のことで同意してくれと。おれはもう死にそうになっているので、これは付き添いの人が言っておるのですが、もう余命幾ばくもない、どうするのだという話をしておりましたが、印判は押してあげますが、すぐにお金欲しいよと、このお年寄りのためにはお金すぐ支払ってほしいよと。では、どうやって書けばいいのだと言ったら、本人の名前を書いて、括弧代筆何々と書いてくださいと言われましたという、その人がそう言っておりました。だから、恐らくこういう事例が出てくるから、場合によると100%同意をとれと県が言っておるから、そうだとすれば買い取りということもしなければならぬだろうと、そういうことに備えて一定のお金を予算措置しておかなければならぬというのが今度の予算ではないか、特別会計予算ではないか、私はこういうふうに見るのですが、いかがなものなのですか。

さて、それでは先ほど在島の佐渡島における地権者の大体82%ぐらいは同意がとれたのではないかというご報告でございましたが、そうだとするとこれだけの予算を組んでおってもあと4年間、つまり市民に空港やることいいですかということを知っていて、いいですよということになれば、それから3年間環境アセスメントをやって、わかりやすいが、4年目ごろに実際の土地購入というのが始まるわけですよ。だから、

そうだとすればこれだけの予算措置をしてもそんなもの使いまくってしまうことはないし、経過を見ながらこの16億というお金を必要がなければその時点でこれは補正することだってできると、私はそういうふうに思うのだが、今私が体系的に質問をしましたが、それについてお答えを願いたい。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 3つ質問がありました。

1つは、空港に対する陳情の数、正確には私あれですが、6万人弱の陳情が行われました。

それから、特会の件で先ほどから申しているように、これだけの金額を使うかどうかというのご疑念があったのですが、これは特殊な例を除いては原則として地権者の皆さん方にお話しした県が事業申請をし、それが認められた後に買収ということになるということの予算でございますので、そのとおりでございます。それから議会にお諮りする、議会にお伺いすると。

それから3番目に、この補正についても議員が今言われましたが、これからどういうふうになるかわかりません。先ほども申したように、この空港に対しての意気込みをぜひ完全な形でお見せしたいということが一つの目的でもありますし、それによって何とか県にお願いして事業申請をしてほしいのだということが根底にございますので、その後の対応につきましては議会とお話ししながらやらせていただきたいというふうに思います。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） もう大事なところだけ1つだけ聞いておきますが、だから同意をしてくれた人、4年も5年も後でお金もらえばいいのでということで同意をしてくれた人には別にお金を支払うわけではございませんと、こういうことでしょうか。先ほど特養の例で申し上げましたが、もうおれあすの命もないのだというような人がお金をくれと言った場合は、同意の印判もらわねばならぬから、場合によると買い取りということも起こるかもわからぬということが2つ目。そして、実際に県が買いに入るのは市民の合意形成終わった後に環境アセスメント3年間やって、それから国に事業申請してオーケーと言ったら県が買収に入るわけでございますから、実際はその時点でお金が必要になると、こういうことでございます。現在組んだ予算は永劫末代動かさせないということはないので、状況によってはこんな要らぬなど、ほかのほうへ回さなければならぬ必要があれば、どうせこれは一般会計でございますから、そこへ戻せば別に差しさわりのある話ではない、こうやって話をすれば議会の皆さん決して反対する理由も根拠もなくなると、私はこう思うのです。だから、そのところをびしっとお話ししてくれよ。

それから、今は雲をつかむような話で、佐渡・羽田間が赤字か黒字かとか、採算が持てるか持てぬかなどというようなことはこの後起こっておることで、今そんな議論をすることではないので、私どもが印判をとるために必要最低の措置をしたと、こういうふうに説明があれば皆さん納得するし、市民の皆さん方も、ああ、そうかと、いや、そういうことなのだなというとわかっていただけると、私は庶民の立場で質問申し上げておるのですが、いかがですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 我々なかなか説明が下手くそであります。質問には答えなければいかぬものですから、お答えしてきたわけでございます。そういう意味で未来の大きな佐渡市の基盤をつくるということに協力いただいて、ぜひ先ほどご疑念もありました佐渡の人口が減る、あるいは企業が来ないと、福祉や医師の問題とか、そういうものも含めてゆっくり検討させていただきたいので、おっしゃるとおりでございます。

○27番（加賀博昭君） 質問終わります。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第5号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第5号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

午前11時32分 休憩

---

午後 5時28分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第3号

○議長（竹内道廣君） 日程第4、これより各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

白杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 白杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（白杵克身君） それでは、総務文教常任委員会に付託された案件についての審査報告をいたします。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第1号 佐渡市行政組織条例の制定について。本案は、平成22年度において部制から課制へ移行し、地方分権に対応できる機動的、効率的な組織体制を整備するため、関係条例の全部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第2号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡空港拡張整備事業に必要な用地補償を行う特別会計を設置するため、関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ15億9,204万1,000円を追加し、予算総額を490億411万2,000円とするものであります。補正内容は、円滑な空港用地取得補償を実現するための空港用地取得補償特別会計への繰出金であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第5号 平成21年度佐渡市空港用地取得補償特別会計予算について。本予算案は、佐渡空港拡張整備事業に必要な用地取得補償に係る経費について予算計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,204万1,000円とするものであります。審査の結果、次の意見を付して、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。年度内の執行見込額が少ないのに多額の予算を計上することは、予算の単年度主義の原則からしても極めて異例のことである。空港用地の取得に数十年来の時間を要し、今回ようやく用地の取得に展望が開けつつあるため、問題解決について市の強い決意と姿勢を示すものと理解する。極めて異例の予算であるが、政治的な判断と認め、予算の執行に当たっては手続事務に遺漏のないよう努めること。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、田中文夫君の発言を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） まず、議案第2号について、この時期に特別会計を設定する意義を確認したかお伺いします。どのような意義でこの特別会計が設定されたのかということです。

また、第5号議案についてですが、現時点で、当初県、市との協議のもとに説明を受けた内容では、現行の滑走路でATRを購入し、それを羽田へ飛ばすということで説明を受けておりましたが、どうも仄聞するところ、県知事あるいは県議会はそのシミュレーションに何ら具体的な有効性も経費上の黒字も見込めないことで、その案については断念をするといった考え方が示されていて、2月の県の定例会においてもこの佐渡空港の関連の議案が出てこない、全く肩透かしに近いような形で県議会はこの問題をすり抜けようとしているというふう聞いておるわけですが、それについて確認をしたのかどうか、確認した結果としてどのような執行部側からの説明があったかについて問います。

2点目は、県が今回1月8日とか9日の段階で地権者に向けて用地買収の価格について提示をし、説明会を持ったというふう聞いておるわけですが、その提示をした買収価格というものが幾らであるのか、それは妥当なものだというふう判断したのか、あるいは不当な提案額であるということで、本市のほうでは別の価格で地権者に用地を取得したいということで、その旨また別途説明に回ったというふうにもお聞きしているわけですが、その市が提示をした買収価格というのは幾らで、それはまた妥当なものなのかどうかということについての確認がなされているのかどうか。

市のほうで提示をし、地権者に理解を求めたという中でこの議案が出てきているわけですが、2号と4号と5号ですな、その内容について、本市が事業主体でないにもかかわらず、空港用地取得ということで県とは全く別の枠で用地を先行取得するということについての妥当性、あるいはその法的な根拠といったものについての確認をしているかどうか。

第3点目は、2,000メートル化が実現した場合、羽田直行便が飛ぶ可能性について確認をしたかどうか。

また、飛ぶということが確実であるとする、その飛行機を飛ばした場合の運行の経費等含めて健全な運営ができるのかどうか。また、それが本市にとってある種投資効果、投資効果というのは県が提示した買収価格を上回る形で本市が仮に買い上げた場合、その差額分ですな、それがあある意味では本市が投資をした金額になるわけですが、そういった投資をすることについての意味を十分に補える内容を持っているかというようなことについて確認をしているかどうかということです。よろしくお願ひします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） それでは、質疑通告のございました議案第2号に関係する部分でございりますが、これにつきましては、今まで何十年來関係者の不斷の努力によってもなかなか用地の取得の展望が開けなかった、ところが今回ようやくその用地の取得に展望が開けつつあるということで、この問題を解決するために市が強い決意と姿勢を示すものとして大いに意義があるというふうな委員会では判断をしました。

次に、議案第5号ですが、現時点で県とのいわゆる従来言われておる第三セクターの設立というふうなことになるのだらうと思ひますが、このことについては確認をいたしておりません。

次に、2番目ですが、県の提示した買収価格の妥当性ということですが、これについては同意をいただくために不動産鑑定士から不動産の評価をしていただいたと。その評価額が示されたということでありまして、実際に認可を受け、買収するときにはまた違ふ買収価格で行うようになるのではないかというふうな説明がございました。

それから、市がいわゆる差額補てんする部分についてのことと用地の先行取得と、市が県にかわって用地を先行取得するという件については、用地先行取得については原則的には市は行わないと、あくまでも県の事業認可、事業申請の段階で用地取得に県と一緒にあって当たりたいたと、ただ例外的なこともあるので、その辺についてはある程度の執行部に一任をしなくてはならない部分もあらうかと、このように判断してあります。

それからですが、法的な妥当性があるかどうかということですが、先ほど議案第2号のところでも申し上げましたように、今回非常に極めて異例な予算の組み方ではありますが、非常に政治的な判断ということを含めて委員会ではこれを了としたわけですが、特に法的な妥当性というふうなことについて深入りして判断はいたしておりません。

それから、3番目ですが、2,000メートル化によって羽田直行便が飛ぶ可能性というふうなことについては、もともと今の現空港だけでは仮に第三セクターができたとしても、運行したとしても大幅な赤字、初期投資がかかるというふうなこともありまして、2,000メートル化を実現することによって、今の空港から変わることによって、2,000メートル化になることによってその赤字が縮小して、将来は黒字になるのではないかというふうな、そういう説明を受けましたが、いずれにしても非常に県とのすり合わせといひますか、協議の面でまだまだ不確定要素が非常に多いわけございまして、今私どもが委員会の中でこの与えられた審査時間の中ではその程度の審査しかいたしておりません。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 県知事及び県議会がこの件について明確な考え方、態度を少なくとも2月議会には出さないというふうな状況の中で、少なくとも使うつもりがないと思われる特別会計をこの時期に設定をするということの意味が政治的な判断だということでご了解をしたようですが、その政治的な判断というものの内容を問います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 非常に難しい問題ですが、この政治的な判断ということについては、従来本会議あるいは当委員会の審査の場において市長から出席を求めまして、従来市長がおっしゃったことをもとにして政治的な判断を了としたものであります。

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 先ほどの委員長説明で今回県が説明会を催して提示した金額についてはまだ変動可能性があるものだと、実際に買収という段階になった場合にはそれが値上げされたり、値下げされたりという可変性を極めて持つものだというご説明をなさったように理解をしましたが、ではその可変性を持つような内容のものに対して、本市が特別会計で当初10アール当たり500万円という形で提示された内容に基づいて特別会計を設定しているということについての疑義はありませんか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

白杵総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（白杵克身君） 意見のところにも記載してありますように、本来予算単年度主義からいけばその年度内に執行できる部分を計上するのが予算の本旨であります。したがって、そこに書いてありますように、従来からもう何十年と地権者の同意をいただくためには時間かかっておるわけです。これがそれこそ反るか反らないかの今瀬戸際にあるわけでございまして、そういうことを考えますと、高度といえますか、そういう政治的な判断もやむを得ないのではないかと、こういうふうに委員会では判断したということでございます。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について及び議案第5号 平成21年度佐渡市空港用地取得補償特別会計予算についてに対する討論の通告がありますので、この3案は関連がありますので、一括して討論をいたします。

ただいまから順次発言を許します。

最初に、田中文夫君の反対討論を許します。

田中文夫君。

〔15番 田中文夫君登壇〕

○15番（田中文夫君） それでは、総文委員会の諸子並びにここにご列席の議員の方々に対して、この議案第2号、4号、5号、佐渡空港の用地取得に係る補償事業の不当性について、反対の観点でお話をしたいと思います。

まず、第1点、やっと羽田直行便を飛ばすという前提のもとに2,000メートル化に向けて反対をしていた地権者の方々を説得、半ば以上あるいは多分にほぼ説得できたというふうな報告を受ける中で、よかったと喜んでおりました。よし、これであすにでも羽田へ飛んでいけるのだなというふうに私は思いました。ところが、この具体的な羽田直行便が現行の滑走路で飛ぶということがどうも単なる夢物語に終わってしまうというふうな反応が県知事や県会の動きの中になんかなり確実な形で出てきております。まさに長年の悲願であっただけに、これから2,000メートル化されるまであと15年羽田へ飛んでいけないということはまことにつらい状況でありますし、15年後になっても、仮に2,000メートル化が実現しても確実に羽田へ飛んでいけるかどうかということさえこの間の国の空港政策や地方空港の現状を見ると難しい中で、私は2,000メートル化ということの持っていることだけを軸にしてこの議案を通すということについてはとても責任を持ちかねます。この判断については、ましてやそれが具体的な意味を持った特別会計の設定ではなくて、単に政治的な判断を市民や県知事や県会に向けてのみ行うポーズとして設定されるということについて、極めて総文委員会では異例なというふうに意見をつけておりますが、やや異例という以上の非常識というふうに私は感じております。

この非常識な特別会計を設定する経緯をたどってみますと、1つは県がこの問題に対処する対処の仕方、端的に言えば私が先ほど委員長に向けて質疑を申しました説明会における用地の買収価格、委員長は明確に言っていただけませんでした。10アール当たり200万という金額を申し上げたようです。当初この問題の取っかかりのときには10アール当たり500万という提示がなされたそうです。それが実勢価格プラス空港用地ということでの他の公共事業用地と差別化した形で盛られた金額です。それがまさに20年、30年たつ中で実勢価格のみによって地権者に説明するといったこの非道とも思われる県のやり方、これは何を意図しているか。まさに先ほどの現行の滑走路を使って羽田の枠、県が第三セクターで飛行機会社をつくり、飛行機を買って羽田へ飛ばすということをはほぼ不問に付して2月の県議会の中でも全く触れられないというふうな態度の中に明確にあらわれている。それは、佐渡空港そのものの設立、2,000メートル化を阻もうとする県の県知事や県議会の意図というふうにししか思えません。それに対して、佐渡市がそのような非道な県のやり方に対して、ではその当初提示した500万で本市が用地を取得しましょうというふうな形で考えたものが今回の特別会計のようですが、しかし冷静に考えていただきたい。本市が事業主体になり得ないこの事業に対して、本市がいかなる理由でこの用地を購入するお金を予算化できるのですか。私は、少なくとも県の対応に対して、本市は地権者に県が当初提示したものと今回提示する金額の差額を補償しますと言って地権者回りをしたというふうに聞いておりますが、それは私は余りにも拙速に過ぎた判断だったのではないかと思います。本来県が不当な提示をしたならば、地権者の側に立って、まさに同意をいただいている地権者の方々の立場に立って、地権者の方々の不利益を擁護する形の中で県と相対峙をしていくということが本来的な行政のあり方ではないでしょうか。その努力をしないで、県がそうならば本市はそれを差額補てんまでして買い上げてやるぞ、空港整備用地としてエリア設定されているものを本市がどのような理由で、どのような目的のもとにこの用地の買収ができるのでしょうか。

総文委員会の中での質疑を傍聴させていただきましたが、例えば用地に関しては先行取得は不可能だというふうに説明をされておりました。であるにもかかわらず、市が同意を取りつけにくい方々に対して札束を前に置いて、お金を払うから判こ押してくれというふうなことをしていこうということは、私は少な

くとも真っ当な行政がなすべきことではないし、市長の持っている政治的な立場、政治的な判断であったにしても、そのことのやり方は極めて不信感を持って、政治というふうに言っている方々が言う意味での政治的判断ではないでしょうか。私は、政治というのはもう少し市民や法律や規則にのっかって、まさに普遍妥当性の中で物事を決定していくというこの崇高な力を政治というふうに考えております。その点から申しますと、県がけんかに近い形で市に対して駆け引きや取引をしていることに対して、のるか反るかで市が対応していくというふうなやり方は極めて遺憾に思います。私は、そうではあってはいけないと。確かに長年の悲願であったにしても、少なくとも地権者に金額の多寡にかかわらず佐渡空港の必要性を説得し、そして同意をしてもらうということについての努力を重ねていくべきでしょう。そして、100%になったときに初めて県ときちんとした対峙ができるのではないのでしょうか。そういったことが全く、この間の30年間そういうやり方でやってきても、らちが明かなかったから、こういうやり方もいたし方ないということを経理報告で政治的な判断というふうにおっしゃったのかもしれませんが、私は少なくとも本市が先行してお金を用いて用地を取得するということについては反対です。また、それは法的にもなかなか難しい問題を抱えてしまうのであろうというふうに思います。

市長以下執行部の説明では、例外的に先行取得もあり得るが、基本原則は県が事業申請をして事業認可を受けた段階、5年後だそうですが、スムーズに進んで、その段階で市が用地を買収して、市の土地にしたものを県に売却するのだというふうな説明をいたしました。しかし、それも先行取得ではないのでしょうか。例えばあしたお金を払って土地を買収するのも、事業認可がおりたから、その段階で市が買い上げるというのも同じことではないのでしょうか。もし県の提示したものと市が約束したものの間で差額を補償するという事ならば、県は200万で買いますよ、しかし市は地権者の不利益を補うために300万円を別途補償しますというやり方が極めて正当なやり方であって、それを市が500万で買い上げて、それを60%オフで県に売却するなどというふうなやり方が想定されるようなこの議案について、私は全く同意できません。市民もまたそれについて、少なくとも私は、たまたまではありますが、行政改革特別委員会の旗振りをさせてもらっておりますが、市民に財政の縮減をお願いし、公共施設の統廃合、民営化あるいは廃止まで含んだ要求を執行部に突きつけている立場の中で、16億という少なくとも法的に妥当とは思われない、総文の委員長が言うならば、異例ではあるが、政治的な判断の中でそれが盛られることは反対です。

以上。

○議長（竹内道廣君） 次に、猪股文彦君の賛成討論を許します。

猪股文彦君。

〔20番 猪股文彦君登壇〕

○20番（猪股文彦君） 私は、議案第2号、4号、5号について賛成の立場で討論いたします。

今の田中君の反対討論はまことに許しがたい。なぜならば我々28名の議員は事実上の血判を押してこの空港に全力を尽くそう、この議案だけは執行部と一緒に頑張って頑張りよう、これが50年来の佐渡島民の悲願であるということを決議したわけでありませんか。今になってへ理屈をつけてこれに反対するということは、将来の佐渡市をどうも見ていない、このように私思います。では反対討論する人の子供たちはどこにいるか。私も含めて佐渡にいない。私は、賛成の立場で佐渡にいない。この議場にいる中で佐渡にいる子供が何人いるか。それを数えたほうが早いぐらいです。そのことの理由は、やはりこの佐渡が都会並みに

高速交通体系ができていない。今現在東京、大阪の新幹線がとまっている。あそこにたくさん並んでいる。急ぐ人は空港へ走ります。では、佐渡の離島はどうなるのか。この前の正月、新潟まで来た家族、親戚が佐渡に帰ってこられない、そこからUターンしていった。確かに飛行機もとまったか知らぬ。しかしながら、佐渡汽船が走る前に飛行機は飛んでおります。

また、一つ観光のほうに見ても、私は原稿を書いてきたのだけれども、怒り心頭に立っている。こんなずるい議員は許されないと思う。それならば、議員をやめて堂々と反対をやればいい。しかも、この後出てくる執行部から頼まれている空港対策特別委員会を設置することについてはどうするのか、反対するのか。私は、このように思います。私は今これからの先は、世界共通して高速交通体系の時代だと思えます。道路、鉄道、空路、これは非常に重要であります。そして、これが発達したところに都市ができます。離島については、それに空路が絶対不可欠であります。この佐渡市になってから、議員の視察で京都に行った。それから、新幹線に乗って羽田へ行って、羽田から八丈島まで飛行機で行けば午後1時から会議ができる。同じことが両津時代にもありました。5時半の船に乗って行って、礼文島へその日のうちに飛行機で着く。2時から会議ができる。こういう時代です。

ところが、佐渡はそれができない。礼文島や八丈島でもそれができても、佐渡ではできない。それでは、観光客も来ません。そういうふうなことを考えれば、確かに土地の収用はなかなか苦肉の策だと思えます。これについては、高野市長も竹内議長も政治生命をかけてやる。しかも、先ほど田中君の発言の中で県議会及び県の姿勢がおかしい。これは私も同感だ。したがって、どうするか。知事と県議会のけつをたかなければならぬ。本筋でいけば、今言ったとおりです。その本筋でやってきて、田中君のお父さんの当時の田中町長始め、多くの首長はそれに苦労してきた。にもかかわらず今もできない。それを待っていたら百年の大計に立つことができません。

私たち若いときの成田空港の三里塚闘争もそうだ。それから、私たちが教科書で見た名古屋の100メートル道路もそうだ。これは、全部政治的な判断でやって、まともな行政を積み上げた格好ではできなかったのではないですか。今私たちが若い人が佐渡に住んでもらう。そのためには企業誘致が必要だ。観光客に来てもらう。そういうふうなことを考えると、将来の佐渡を考えると、確かに今総文の委員長からあったように異例の事態であり、そしてそれは政治的判断を認める、この意見は私は正しいと思う。少なくとも今皆さん考えてください。この議会になってから、新穂の村で決めた田んぼを1反歩800万で買ったのではないですか。そして、それを事実上民間にくれてやったのではないですか。それから、厚生連に30億ただでくれるのではないですか、民間の病院に。これについては、何で市立病院をもっと充実しないで、そんなところへくれるのか。しかし、これも政治判断ではないですか。中核病院として我々団塊の世代でお年寄りが多くなったときに、何とか医療体制を守りたい、このことに対する苦肉の判断として30億を出してやりました。しかし、私がかつてここで指摘したとおり、JAは島外の業者を使って経済効果はなかなか出てこないようでありすけれども、このことについてはやむを得ないとしても、やはり大きな決断は政治判断が必要であると思えます。しかも、この前のアンケート調査では、6万近い方々がこの必要性を署名運動で市民の方々からいただいております。

したがって、私は多少の問題はあるとしても、何とか用地を確保しなければ、かつて田中総理はこう言って、用地を確保すれば70%仕事が終わったのだと。この用地が一番だ。成田闘争を見ても確かにそうだ

ったではないですか。今の我々の地元の空港もそうではないですか。この用地の確保のためにみんなで汗かこうといったときに、いろんな理由をつけてこのことを阻害しようとするという、この態度は私は許せない。ならばあのとき何で28人そろって血判状を押ししたのか。そして、この後何で空港対策特別委員会をつくるのか。これは、どうしても悲願の空港をつくりたい、こういう思いで私たちは執行部とこのことについてのみは一致協力してやろうということではないかと私は思います。私どもは、このことを市民から今田中議員が言うような批判もあるでしょう。しかし、私たちは腹を決めたわけではないですか。したがって、このことについては最大限の注意を払いながら執行部は進めていただきたい。その意味で、この議案は私は大賛成であります。多くの市民の方々、多くの議員の方々のご賛同を得たい、このように思います。

賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹内道廣君） 次に、村川四郎君の反対討論を許します。

村川四郎君。

〔17番 村川四郎君登壇〕

○17番（村川四郎君） 村川四郎です。議案第2、4、5号、佐渡空港用地取得補償特別会計予算関連について反対の表明をします。

予算総額15億9,204万1,000円は、市が進める佐渡空港2,000メートル拡張の対象となる土地の全購入額です。空港は、県営空港であり、本来は総額15億9,204万1,000円は、新潟県が全額負担すべき金額なわけですが、土地取得金額や市の負担額や空港建設の賛否への疑問などについては、3月議会で取り上げることにして、きょうはこの時期に特別会計を設けること、すなわち事業実体の伴わない会計を設けることについて反対の立場で討論します。

地方自治体の予算とは何か。予算とは一定期間内における財政計画を定めたものであって、市長が一定の形式に従って予算を編成し、これを議会に提案し、議会の議決で成立したものを執行機関が法律の定めるところによって執行することです。すなわち予算とは一定期間における収入及び支出の見積もりであって、執行が伴う単年度主義を原則としています。したがって、長期間を要する事業も1年ごとの単年度の予算で事業費を積み重ねて初めて具体化することになります。予算の意義は、その年度においてどんな形と方法で執行するかを具体的に表示したもので、住民に対してどのように使い、いかに還元するかを示すことが基本であります。このことから見ても、今回の佐渡空港用地取得補償特別会計は、現在の空港建設の用地取得の段階からは本年度及び来年度中においても使用の実績が伴うことは考えられません。また、これまでの説明や議論からは、理解できない限りなく黒に近いグレーゾーンの部分が多い。用地取得のための誘導会計の設置的な要素も大変強く、将来執行部及び議会の責任問題に発展する可能性も高い。批判と監視の府の議会として黙認することはできません。私は、この特別会計を設けるならば、2月22日から始まる県議会で空港建設への前向きな姿勢が決定してから提出すべきものと考え、反対いたします。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 次に、加賀博昭君の賛成討論を許します。

加賀博昭君。

〔27番 加賀博昭君登壇〕

○27番（加賀博昭君） 議案第2号 佐渡市特別会計条例の一部改正、議案第4号 平成21年度一般会計（第7号）、議案第5号 平成21年度空港用地取得補償特別会計、以上関連する3議案、なかんずく空港用地取得補償特別会計について、反対討論者は特別会計を設ける理由が理解できない、こう言っておる。特別会計を設けることにより、地権者に対する約束を担保するもので、あすをも知れない地権者もおるわけでございます。印判を押すが、それには協力するが、私の命は4年はもたない、こういう人たちのために温かく配慮するというのが何でいけないのか。まさに怒りを込めて反対討論者の論旨に対し、批判を加えるものであります。

そもそもこの議案は、平成5年8月28日にさかのぼります。この日新潟県は、県営佐渡空港用地取得価格を空港用地補償のあらましという文書を解説をつけて発表いたしました。その解説によれば、国が定めた補償基準により補償金を算定したと説明し、水田10アール当たり500万円として地権者に公表いたしました。その説明によれば、これは空港事業だけの補償価格で、他の公共事業には一切適用されませんと解説しているものでございます。だから、平成5年でもこの価格は高いものでありました。このたび県が示した価格は、不動産鑑定評価に基づく価格であり、水田10アール当たり200万円というもので、一般公共事業の用地価格であります。これでは平成5年の価格で同意をした地権者の再同意はいただけません。皆さん考えてもわかるでしょう。そこでやむなく、その差額を市が負担することにしたものであります。

以上の説明でおわかりのように、国が定めた補償基準で計算すれば、空港用地の価格は平成5年の水田10アール当たり500万円になるもので、不当なものではありません。

では、新潟県における佐渡空港の意味について申し上げます。現在県営空港は、佐渡空港しか新潟県にはありません。新潟空港は、あれは国の管轄する空港でございます。佐渡空港が2,000メートル整備ができれば、まさに国が求めている国営新潟空港を補完する唯一県営空港になるわけであります。わかっているのですか、皆さん。その県営空港について、県が国が定めた補償基準で計算しないから、佐渡市が用地取得に一定のお金を用意するわけでございますが、佐渡には中野洗、中川カヨ子の2人の県議がおりますが、県政における佐渡空港の位置づけや補償金額について、佐渡を代表する行動、発言が見られない。お金のことで言えば、県は国道整備に1年間に171億円、毎年これを出しております。今大変問題になっております北陸新幹線の県の負担金は、1,400億円と聞いております。2人の県議の佐渡空港のために県はもっと金を出すべきとの発言があつてしかるべきだと思いますが、この私の発言を聞いておる市民の皆さんいかがですか。

私は、去る1月15日に全議員に地方自治法の抜本改正と佐渡空港問題について私信を送り、来年通常国会でこの自治法改正が通れば、地域主権の時代に突入するわけであります。それに備えて、佐渡市議会も国、県交渉ができるよう地方自治法第100条第13号の予算要求を竹内議長が行い、認められたと聞いております。これから空港問題も新たな時代を迎えると見るべきであります。空港問題は、平成5年8月28日に出発して何と17年、1月9日の両津やまきホテルの地権者説明で、2,000メートル化の佐渡10カ市町村の悲願のボタンはようやく押されたわけでございます。佐渡10カ市町村は、そんな日もあるかと、皆さんよく聞いてください。合併に際して9億5,470万円を持ち寄って、それは無傷で蓄えてあります。皆さんが今度の予算について異議があるなら、いつでもこの金と取りかえて補正することはできるわけあります。佐渡島民の空港2,000メートル整備の陳情は、佐渡連合商工会、観光協会、青年会議所、建設業協会、

農協、漁協、土地改良協会、森林組合、地域振興局、社会福祉協議会、病院、婦人会、自衛隊、そして佐渡市議会を含む53団体が5万7,217名の署名を集め、国、県に陳情を行ったところであります。さらに、市議会は地権者の求めに応じて、佐渡空港2,000メートル化実現は、佐渡市議会議員の総意であることをここに証するという文書に実質署名をして21年11月2日に関係者に届けております。これは、私ども議員名誉にかけて知らないとは言えません。

また、県の取得価格に対する市の上乗せ補償金額については、市議会各派代表者会議で確認をして、賛成をいただいているところであります。私も副議長として、議長を補佐し、これに携わってきたものでございます。新たに障害になるべきものが発生した事実もないのに、反対討論を受けたことについて、可能な限り事実を明らかにして、賛成討論を行ったものでございます。今回県が示した金額に何らかの補償を加えなかったら、佐渡空港の地権者同意は得られず、それでは署名5万7,217名の佐渡島民の意思はつぶれてしまいます。旧10カ市町村の悲願も一瞬にして水泡に帰してしまいます。佐渡市議会議員の行動も無駄に終わってしまいます。いよいよ採決でございます。採決に当たっては、佐渡市議会議員の名誉ある態度表明を期待して、私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 田中文夫君。

○15番（田中文夫君） 賛成討論をなさった猪股議員と加賀議員の発言の内容に議員が行った連判状ないしは署名というものの内容について、極めて誤解を生ずるような内容が含まれていると思われまますので、点検の上訂正等をした上で、その点についての発表をしていただきたい。

○議長（竹内道廣君） 後日議運で協議をいたします。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 市民が見ておるテレビの前で、あたかも私の発言や猪股発言が事実と反するかのとき今の議事進行、容認できません。したがって、私のほうからも注文をつけておきます。私の発言した内容は、すべての記録を一言一句間違いなく記録し、発言もその原稿に基づいて忠実であります。どうぞ明らかにした上で、市民にもわかるようこれを議会の責任において明らかにすることを求めて私の議事進行を終わります。

○議長（竹内道廣君） 次回の議会まででよいということですか、それとも今すぐこの結論を出せということですか。

加賀議員。

○27番（加賀博昭君） できればそのほうがいい。そう難しいことはありません。皆さんが署名した内容について触れたのは、恐らく猪股君のものはそこまで具体的ではない。私のものが具体的で、ものの3分あればわかります。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩をいたします。

午後 6時28分 休憩

---

午後 6時30分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 私のその部分は、さらに市議会は地権者の求めに応じて、ここから大事なのだ。「佐渡空港2,000メートル化実現は佐渡市議会議員の総意であることをここに証すると実質署名をした文書を21年11月2日に関係者に届けています」と、こう言っておるのだ。これがうそだというなら、うそだという根拠を田中君が示して議事進行を申し立てなければ本来ならない。しかし、私は何が何でも今すぐやれとは言わないです。これだけのことですから、いいのです。あとは田中君がどう発言したかは私は知りません。しかし、田中君が後でもいいというのであれば、何が何でも今すぐやれとは言いません。私は、改めてもう一回皆さんにその部分を読み上げておりますから、逃げも隠れもいたしません。こういうことです。

○議長（竹内道廣君） 事実関係について、後日議運で協議をし、3月定例にきちっとしてこのことを処理します。

以上で討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第2号 佐渡市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第4号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第5号 平成21年度佐渡市空港用地取得補償特別会計予算についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第1号 佐渡市行政組織条例の制定についてを採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第3号 北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事請負契約の締結について、本案は北小浦漁港北防波堤漁港施設災害復旧工事請負契約について、平成22年1月22日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 発議案第1号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、発議案第1号 佐渡市議会空港対策特別委員会設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第1号

佐渡市議会空港対策特別委員会の設置について

佐渡市議会空港対策特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年1月29日

提出者 佐渡市議会議員 金 光 英 晴

賛成者                   "                   村 川 四 郎

” 中 川 直 美  
” 金 田 淳 一  
” 廣 瀬 擁  
” 小 杉 邦 男  
” 田 中 文 夫  
” 根 岸 勇 雄

#### 佐渡市議会空港対策特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

#### 記

##### 1 特別委員会の名称

佐渡市議会空港対策特別委員会

##### 2 付託事項

佐渡空港の拡張整備及び空港用地取得等に関すること

##### 3 委員の定数

8人

##### 4 期間

議員任期が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

##### 5 費用

予算の範囲内

以上であります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 発議案第1号についての採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 空港対策特別委員会委員の選任

○議長（竹内道廣君） 日程第6、佐渡市議会空港対策特別委員会委員の選任を行います。

佐渡市議会空港対策特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

佐渡市議会空港対策特別委員会委員に

2番 中川直美君	9番 小杉邦男君	18番 佐藤孝君
19番 金光英晴君	20番 猪股文彦君	22番 本間千佳子さん
25番 近藤和義君	26番 祝優雄君	

以上8名を選任いたします。

ここで暫時休憩します。

午後 6時40分 休憩

---

午後 6時41分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

休憩中に佐渡市議会空港対策特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

佐渡市議会空港対策特別委員会委員長 小 杉 邦 男 君

副委員長 佐 藤 孝 君

以上であります。

---

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第1回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 6時41分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年1月29日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 小 杉 邦 男

署 名 議 員 大 桃 一 浩